

認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

ふ り が な

代 表 者 の 氏 名

主たる事務所の電話番号

()

認定（特例認定）年月日

年 月 日

認定（特例認定）の有効期間 自

年 月 日

至 年 月 日

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり書類を提出します。

<p>(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p>	<p>チェック欄</p>	<p>④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p>
<p>法第55条第1項ただし書の規定により上記規程を提出しない場合</p>		<p>⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p>
<p>(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）</p>		<p>⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>
<p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引</p> <p>③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p>		<p>(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類</p> <p>認定基準等チェック表（第3表）</p> <p>「役員状況」第3表付表1</p> <p>監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2</p> <p>認定基準等チェック表（第4表）（初葉）</p> <p>認定基準等チェック表（第5表）</p> <p>認定基準等チェック表（第7表）</p> <p>欠格事由チェック表</p>

(備考)

・法とは、特定非営利活動促進法をいう。